

(一般社団法人) 全国医学部国際交流協議会

海外留学給付型奨学金規程

第1章 総則

第1条(通則)

鈴鹿有子理事からの寄付を原資とする全国医学部国際交流協議会(以下「J-MICA もしくは本会」という)の給付型奨学金の事業について本規則を定める。

第2条(奨学生)

本会の奨学生は、留学期間が2週間以上1年以内の者で、本会の奨学生選考委員会(以下「選考委員会」という)において選考された医学部医学科の学生とする。

第3条(選考委員会)

選考委員は3名とし理事長がこれを指名する。

第4条(奨学金の種類、支給期間及び支給金額、人数)

1. 支給する奨学金は、償還を必要としない奨学金(給付型奨学金)とする。
2. 奨学金の支給は原則として1回の留学に関して1回の奨学金とする。
3. 前項の期間中に支給する奨学金の上限額は、25万円とする。
4. 奨学生数は半期に1名、年間2名を原則とする。
5. 各会員校最大半期1名の推薦とする。
6. 他の奨学金の併給を妨げない。

第2章 奨学生の採用と奨学金の支給

第5条(奨学生の申請手続き)

奨学金の受給を希望する者は、以下の書類を申込時に本会に提出するものとする。

1. 「申込書」
2. 「留学計画書」
3. 「J-MICA代議員による確認書」
4. 「学校の成績証明書」
5. 「給付期間中のその他奨学金、学費免除に関する書類」

第3章 奨学生の採用と奨学金の支給

第6条(奨学生の採用)

1. 奨学生の決定は、奨学金受給希望者から提出された書類を選考委員会が審査してその採否を決定する。
2. 採用通知は、在学する学校等及び奨学金受給希望者(申込者)に理事長から通知する。
3. 奨学生に採用された者は、前項の通知受領後すみやかに奨学金受給希望者名義の銀行口座を本会に届け出るものとする。

第7条(奨学金の支給)

奨学金は、原則として、1回の留学に対して1回の奨学金を奨学生の本人名義の口座に振り込み支給する。

第8条(奨学金の支給の中止もしくは休止)

奨学生が予定した留学を中止もしくは延期した場合は、選考委員会は協議の上、奨学金の支給を中止もしくは休止することがある。本条でいう「休止」とは奨学金の支給時期を延期することをいう。

第9条(奨学金の再開)

前条の規定により奨学金の支給を休止された者が、その事由が止んで願い出たときは、選考委員会は協議の上、奨学金の支給を再開することができる。

第4章 條則

第10条(帰国後の報告)

奨学生は、帰国後の報告を本会ホームページ等の掲載および広報に協力しなければならない。

第11条(庶務)

本奨学金の運用・庶務は財務委員会が担当する。

第12条(本規程の改廃・見直し)

この規程の改廃は、理事会において行う。

本規約は特に運用に問題がなかった場合にも10年を目処に見直しを行う。

第13条(実施細目)

この規程の実施について必要な事項は別にこれを定める。